

平成28年度 農地中間管理事業の実施に係る推進体制について

○平成28年度は、引き続き関係機関に対する農地中間管理事業制度の周知徹底を継続的に行う。特に「生産農家」、「土地持ち非農家」、「不在地主」に対するPR活動等により借受農地確保を強化する。また、各市町村毎の「市町村推進チーム」の活動を通して農地流動化を促進する。

1. 現地駐在員(公社嘱託員)

【役割】地域における関係機関のコーディネート(取りまとめ)役

【業務内容】

- (1) 農業振興公社本体と市町村(農業委員会含む)、JA等を繋ぐ連絡調整及び地域の統括
- (2) 市町村が作成する「農用地利用配分計画(案)」の指導・助言
- (3) 事業制度等の啓発活動
- (4) 市町村(農業委員会含む)、JA等からの要請による業務の補助

2. 市町村(農業委員会含む)

【役割】当該市町村における「出し手」と「受け手」のマッチングによる農地の流動化促進、「市町村推進チーム」の運営

【業務内容(業務委託)】

- (1) 窓口対応
 - (2) 出し手の掘り起こし
 - (3) 借受予定農用地等の位置、権利関係の確認
 - (4) 借受希望者及び貸付希望者との交渉
 - (5) 借受者・貸付農地等のデータ入力
 - (6) 農用地等の利用状況調査表の作成支援、現地確認
- ※機構事業で12市町村に農地調整員(公社嘱託)を配置(12名)

3. JAおきなわ

【役割】地域市町村等と連携しながら、広域的に農地の流動化を促進する

- ①地域のJA生産部会への事業制度の啓発、②地域市町村と連携しながら、広域的に業務を推進、③JA円滑化事業担当と連携し、農地中間管理事業での実施を前提に進める。

【業務内容(業務委託)】

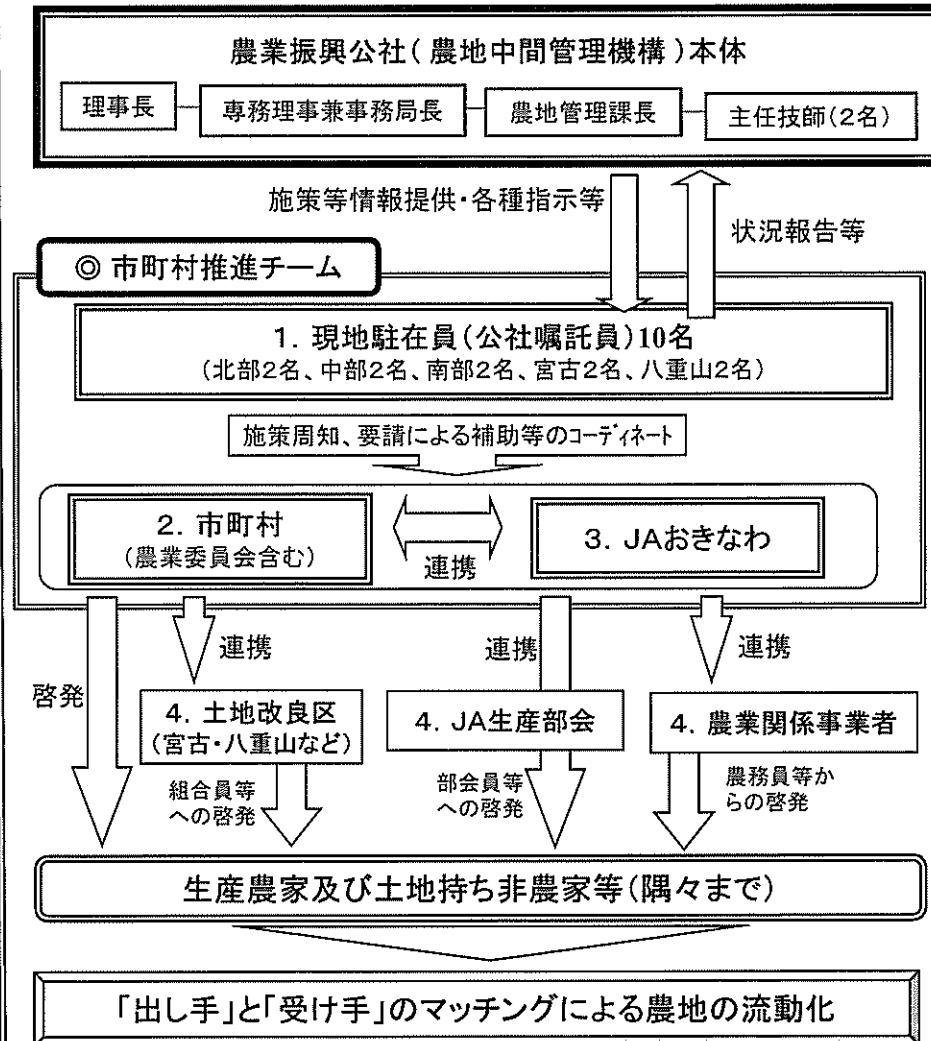
上記、市町村への委託内容((1)~(6)と同じ)

4. その他関係機関(土地改良区、JA生産部会、農業関係事業者等)

「市町村推進チーム」で土地改良区等との連携について検討する。

また、各市町村の実情に応じて、推進チームの構成機関とする。

【事業推進体制図】



平成28年度 農地中間管理機構の事業実施体制

